

ID: 3039

担当部署: 産業課

処分の概要	登録の取消し		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第15条第1項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
【基準】 法第15条第1項の規定による。 (登録の取消し) 第15条 都道府県知事は、生産事業者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る登録を取り消すことができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。 (2) 不正な手段により登録を受けたとき。 (3) 第10条第3項第1号又は第3号に該当することとなつたとき。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日